

平成14年6月3日

株 主 各 位

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73

ミネベア株式会社

代表取締役社長 山 本 次 男

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成14年6月27日（木曜日）午前9時30分
2. 場 所 長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地282
アサマサンデーハウス新館1階

3. 会議の目的事項

報告事項 平成14年3月31日現在貸借対照表、第56期(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)営業報告書及び損益計算書の内容報告の件

決議事項

第1号議案 第56期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（19頁から22頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

398,096個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第56期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類16頁に記載のとおりであります。

利益処分の方針といたしましては、株主各位への利益還元、企業体質の強化並びに将来の事業展開等を総合的に勘案して行いたいと存じます。

なお、当期の配当金につきましては、1株につき7円とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 平成13年10月1日に、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)が施行されたことにより、額面株式が廃止され、単元株制度が創設されるなどの改正が行われました。同法の規定により、従来1単位の株式数を1単元の株式数とする旨及び1単元未満の株券を発行しない旨の定款変更がなされたものとみなされますが、これらを含め、額面株式の規定の削除、取締役・監査役の選任決議における定足数の規定の変更など同法施行に伴う所要の変更、並びにその他条文の整備を行うものであります。

(2) また、平成14年4月1日に、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)が施行されたことにより、電磁的方法による会社関係書類の作成が可能となるなどの改正が行われましたので、これに伴い、当社定款において、電磁的記録により会社関係書類を作成することを可能とする等の規定の整備を行うものであります。

(3) 平成14年5月1日に、「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)が施行されたことにより、監査役の任期が4年に延長されたことに伴い、監査役の任期に関する規定を変更するものであります。なお、在任の監査役の任期は従前どおりであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(<u>1株の金額及び1単位の株式の数</u>)</p> <p>第6条 <u>本会社の発行する額面株式の1株の金額は50円とする。</u> 本会社の<u>1単位の株式は</u>、 1,000株とする。 (新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。 本会社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、<u>単位未滿株式</u>の買取請求の取扱その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(<u>1単位の株式の数及び単元未滿株券の不発行</u>)</p> <p>第6条 (削除)</p> <p>本会社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。 本会社は<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>(以下「<u>単元未滿株式</u>」という。)に係わる株券は発行しない。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。 本会社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、<u>単元未滿株式</u>の買取請求の取扱その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 本会社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、<u>単位未滿株式</u>の買取請求の取扱その他の株式に関する諸手続及びその手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 本会社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、<u>単元未滿株式</u>の買取請求の取扱その他の株式に関する諸手続及びその手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第9条 本会社は、毎決算期日現在における株主名簿記載の株主（実質株主名簿に記載された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、当該決算期に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。本会社は、前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して一定の日現在の株主名簿に記載された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とみなすことがある。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 本会社は、毎決算期日現在における株主名簿記載又は記録の株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、当該決算期に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。本会社は、前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とみなすことがある。</p>
<p>第3章 株主総会 (議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。但し、代理人は委任状を本会社に差し出さなければならない。</p>	<p>第3章 株主総会 (議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。但し、<u>株主又は代理人</u>は委任状を本会社に差し出さなければならない。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の選任)</p> <p>第15条 取締役の選任決議については、株主総会において<u>発行済株式総数の3分の1以上</u>に当る株式を有する株主の出席を要する。取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の選任)</p> <p>第15条 取締役の選任決議については、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上</u>を有する株主の出席を要する。取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の選任)</p> <p>第25条 監査役の選任決議については、株主総会において発行済株式総数の3分の1以上に当る株式を有する株主の出席を要する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>第6章 計 算 (利益配当金)</p> <p>第33条 利益配当金は、毎決算期日現在における株主名簿記載の株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>転換社債の転換請求により発行された株式に対する最初の利益配当金については、転換請求がなされたときの属する営業年度の前の営業年度の終りにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。</p> <p>但し、利益配当金は支払開始の日より満3年を経過しても受領しないときは、その配当金は本会社に帰属する。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の選任)</p> <p>第25条 監査役の選任決議については、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>第6章 計 算 (利益配当金)</p> <p>第33条 利益配当金は、毎決算期日現在における株主名簿記載又は記録の株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>転換社債の転換請求により発行された株式に対する最初の利益配当金については、転換請求がなされたときの属する営業年度の前の営業年度の終りにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。</p> <p>但し、利益配当金は支払開始の日より満3年を経過しても受領しないときは、その配当金は本会社に帰属する。</p>

以 上

